

久留米広域合併協議会第11回会議

協議が進む合併協定項目 土地利用の取扱いなど7項目を承認

久留米広域合併協議会第11回会議が11月12日、久留米市内で開催されました。会議では、前回提案された「条例、規則等の取扱い」、「土地利用の取扱い」など12項目が協議され、7項目が承認されました。これで新市建設計画を含む45項目の合併協定項目の内、14項目が承認されたこととなります。また新たに「広報広聴事業の取扱い」、「児童福祉事業の取扱い」など5項目が提案されました。



▲12項目の合併協定項目について
熱心な協議が行われた第11回協議会

報告事項

●報告第17号 新市建設計画(原案)に

対する住意見の募集結果について

10月3日から17日までに住民の皆さんから募集した「新市建設計画(原案)に対する意見募集」の結果が次のとおり報告されました。

○閲覧者 55人
○意見の提出 15件(団体含む)

皆さんからいただいた意見については、現在、新市建設計画への反映等について検討中です。その結果は、次回会議に提案予定です。

協議事項

●第15号議案 地方税の取扱いについて

(前回会議で継続協議)

前回、委員から提出要望があった地方税と国民健康保険税(料)の滞納繰越分調定額及び不納欠損処分額の資料説明が事務局よりありました。

委員から、「前納報奨金制度や納税組合制度の有無が収納率にどのように影響するのか分析するため、制度の有無と収納率の分かる資料を提出して欲しい」との要望が出されました。次回、協議会で資料の提出・説明を行う予定です。

また、委員から、「協議会たよりには、協議された内容などはすべて知らせてほしい」との意見が出され、事務局より「紙面の都合もあり、すべては掲載できませんが、今後も紙面の充実に努めます。なお、会議で配布している資料、会議録は協議会のホームページに掲載しています」と説明がありました。

●事業所税について (第10回会議資料抜粋)

事業所税は、上下水道や公園、学校などの都市基盤の整備などを行うために30万人以上の都市等に所在する事務所・事業所に対して課税される地方税です。

本協議会の構成団体1市4町の合併で人口は30万人以上となり、事業所税が課税されることとなります。ただし、合併特例法で「合併により新たに人口30万人以上の市となった場合、事業所税の課税団体の指定は、合併の日から5年間行わない」となっています。

対象事業所の規模や税率などは次のとおりです。

■課税対象事業所

事業所などにおいて事業を行う法人または個人

■課税標準など

○資産割

事業所用家屋の床面積1㎡につき600円(1,000㎡以下は免税。自己の所有の有無に関わらない)

○従業者数

従業者給与総額の0.25%(100人以下は免税。60歳以上の従業員やパートタイマーなどを除く)

※床面積及び従業者は市内にある全ての事業所などを合算します

※資産割若しくは従業者割のどちらか一方だけ課税になる場合もあります

※公共法人、農林漁業生産施設などは非課税。公益法人、協同組合、広大な面積を有することが不可欠な業種などは課税標準の特例などがあります

※詳しくは、各市町の税務担当課へお問合わせください